

山梨県リサイクル製品認定及び普及促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は再生資源を利用して製造された物をリサイクル製品として認定することにより、再生資源の有効利用及びリサイクル産業の育成を図り、県内における廃棄物の再生利用を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源、または同条第五項に規定する再生部品を利用することにより、生産または加工される製品をいう。

(認定等)

第3条 知事はリサイクル製品のうち、廃棄物の再生利用及び環境への負荷の低減に資するものを「山梨県リサイクル認定製品（以下「認定製品」という。）」として、認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、様式第1号及び第2号により認定の申請をするものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定したときは、当該認定の申請者に様式第3号による認定証を交付するとともに、公表するものとする。

(認定審査会)

第4条 知事は、前条第1項の規定により認定する場合においては、その適否等について、「山梨県リサイクル製品認定審査会（以下「認定審査会」という。）」において審査する。

2 前項の規定による認定審査会の構成、運営等については、別に定める。

(認定対象製品)

第5条 第3条第1項の規定により認定の対象となる製品は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 原材料の全部又は一部が県内の再生資源を利用し、原則として県内で製造加工される製品
- (2) 認定の申請時において、既に県内で販売されている、または申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実であること。
- (3) 製品の普及が県内における廃棄物の再生利用に寄与すると認められること。
- (4) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業所において、適法に製造加工されること。
- (5) 別表1に定める山梨県リサイクル製品認定基準に適合していること。

(認定期間等)

第6条 第3条第1項の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 第3条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、前項の期間が満了した場合において、その更新を希望するものときは、様式第1号及び第2号より申請することができる。

(変更の届出)

第7条 認定事業者(前条第2項の規定により認定期間が更新された者を含む。以下同じ)は、認定製品の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第4号により知事にその旨を届け出なければならない。

2 認定事業者は、認定製品が第5条の認定条件を満たさなくなるときは、直ちに様式第5号により知事にその旨を届け出るとともに、第10条第1項の認定製品の表示を止めなければならない。

(認定の取消)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定審査会の審査を経て、認定を取り消すことができる。

(1) 認定製品が第5条に定める要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定事業者が第7条の規定による届出をしなかったとき。

2 前項の規定による認定の取消により損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

(県の責務)

第9条 県は、物品等を購入し、または工事を発注する場合において、当該購入物品または当該工事で必要とする資材の品目と品質面等において同等の認定製品があるときは、予算の適正な執行に留意しつつ、当該認定製品の優先的な調達または使用に努めるものとする。

2 県は、県内の市町村に対し、認定製品の優先的な使用に配慮するよう協力を求めるものとする。

3 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民及び県内の事業者に対し、認定製品に関する適切な情報提供を行うものとする。

(認定製品に係る表示)

第10条 認定事業者は、当該製品に認定製品である旨を表示することができる。

2 何人も、この要綱に定める認定製品以外の製品に認定製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定事業者の責務)

第11条 認定製品の流通・販売過程において、消費者との間で認定に係る問題が発生した場合は、認定事業者がその処理をするものとする。

(報告)

第12条 知事は、必要に応じ、認定製品の認定基準への適合状況等について、認定事業者、又は原材料を排出する者若しくは納入する者から報告を求めることができる。

(立入調査)

第13条 知事は、必要に応じ、職員に申請者及び認定事業者の製造事業場等に立ち入らせ、第5条に係る調査を実施させることができる。

(庶務)

第14条 この要綱に関する事務は、森林環境部環境創造課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱は、認定製品以外のリサイクル製品の使用、または購入を排除するものではない。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成15年10月15日から施行する。
附 則 この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成16年10月 1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成19年 5月11日から施行する。
附 則 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

山梨県リサイクル製品認定基準

区 分	認定基準等
環境等への配慮	次のすべての基準を満たす環境等に配慮したものであること。 (1) 特別管理(一般・産業)廃棄物を原材料としていないこと。 (2) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく土壌の汚染に係る環境基準等、所要の環境基準に適合していること。 (3) 製造にあたって、大気汚染、水質汚染、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。
規 格 等	次のいずれかの規格等に適合していること。 (1) 日本工業規格(JIS)又はエコマーク商品認定基準に適合して製造加工されている製品であること。 (2) その他公的な機関が定める品質等の基準に適合して製造加工されている製品であること。 (3) 知事が特に廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めたもの。
その他の基準	次のいずれかの基準に適合していること。 (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第10条第1項に基づき県が作成する環境物品等の調達を図るための方針(山梨県グリーン購入の推進を図るための方針)の「5 調達手続き 1)」に適合すること。 (2) 知事が特に廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めたもの。

特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油(産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類)
- ・ 廃酸(PHが2.0以下の廃酸)
- ・ 血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物(感染性産業廃棄物)
- ・ 有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等(特定有害産業廃棄物)等

特別管理一般廃棄物

- ・ PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・ 血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物(感染性一般廃棄物)等

山梨県リサイクル製品認定申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 様

申請者

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者氏名

印

電話番号

山梨県リサイクル製品認定及び普及促進要綱第3条第2項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

1	品	目	名									
2	製	品	名									
3	用		途									
4	最	終	小	売	価	格						
5	販	売	開	始	年	月	日					
6	年	間	生	産	（	販	売	）	予	定	量	
7	製	造	事	業	場	所	在	地				
						名	称					

8 販 売 場 所	
9 製品の原材料	再生資源の名称 再生資源の割合 （再生資源のうち山梨県内の再生資源） 名 称： 発生場所： 使用割合：
10 製品として適合している規格、基準	
11 添 付 書 類 等	1 当該製品又は見本 2 当該製品製造フロー図 3 原材料の全部又は一部が山梨県内の再生資源を利用していることを証する書類 4 会社案内・製品パンフレット等 5 認定基準に適合していることを証する書類（JIS規格等への適合確認証明、原材料ごとの成分含有試験の結果書等） 6 その他参考となる資料
12 担 当 者 連 絡 先	氏 名： 所 属 名： 電話番号：

（注1）申請書様式に記載できない場合は、別に添付してもよいものとする。

（注2）「11 添付書類等 6 その他参考となる資料」として、当該製品の広報の参考となる資料などを添付する。

誓約書

当該申請製品は、山梨県リサイクル製品認定及び普及促進要綱第5条に定める要件に適合することを誓約します。

年 月 日

申請者

印

山梨県知事 殿

認定番号 第 号

山梨県リサイクル製品認定証

住 所

氏 名

山梨県リサイクル製品認定及び普及促進要綱第3条第3項の規定により、認定を受けた製品であることを証する。

山 梨 県 知 事 印

認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 限	
品 目 名	
認 定 製 品 名	
用 途	
原材料となる再生資源名	
製造事業場の名称	
製造事業場の所在地	

山梨県リサイクル製品変更届出書

平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 様

申請者

住所（所在地）

氏名（名 称）

代表者氏名

印

電話番号

山梨県リサイクル製品認定及び普及促進要綱第7条第1項の規定により、次のとおり認定製品の変更について届け出ます。

1 認定番号		
2 認定製品名		
3 変更内容	変更前	
	変更後	
4 変更年月日		
5 変更理由		

(注) 変更届出書様式に記載できない場合は、別紙記載して添付してもよいものとする。

山梨県リサイクル製品認定条件不適合届出書

平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 様

申請者

住所（所在地）

氏名（名 称）

代表者氏名

印

電話番号

山梨県リサイクル製品認定及び普及促進要綱第7条第2項の規定により、次のとおり認定製品の認定条件を満たさなくなったため届け出ます。

なお、当該製品の認定製品である旨の表示は、直ちにに取り止めます。

1 認定番号	
2 認定製品名	
3 不適合内容	

（注）不適合届出書様式に記載できない場合は、別紙記載して添付してもよいものとする。
不適合内容については、なぜ要件を満たさなくなったのか記載すること。

山梨県リサイクル製品認定申請書

平成19年 月 日

山梨県知事 様

申請者

住所(所在地) 山梨県 郡 町 番地

氏名(名称) 株式会社

代表者氏名 代表取締役 印

電話番号 - -

山梨県リサイクル製品認定及び普及促進要綱第3条第2項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

1	品 目 名	再生砕石
2	製 品 名	RC -
3	用 途	路盤材等
4	最 終 小 売 価 格	1,000円/ト
5	販 売 開 始 年 月 日	平成16年1月1日
6	年 間 生 産 (販 売) 予 定 量	ト
7	製造事業場	
	所在地	山梨県 郡 町 番地の
	名 称	株式会社 工場

8 販 売 場 所	株式会社 工場
9 製品の原材料	再生資源の名称 がれき類 再生資源の割合 100% （再生資源のうち山梨県内の再生資源） 名 称： がれき類 発生場所： 県内各地 使用割合： 100%
10 製品として適合している規格、基準	J I S A 5 0 0 1
11 添 付 書 類 等	1 当該製品又は見本 2 当該製品製造フロー図 3 原材料の全部又は一部が山梨県内の再生資源を利用していることを証する書類 4 会社案内・製品パンフレット等 5 認定基準に適合していることを証する書類（JIS規格等への適合確認証明、原材料ごとの成分含有試験の結果書等） 6 その他参考となる資料
12 担当者連絡先	氏 名： 所 属 名： 株式会社 営業部 電話番号： - -